

委員からの御意見、御要望に関する事務局コメント及び座長とりまとめ

1. 委員から書面提出いただいた御意見

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会への意見

令和2年5月27日（水）
東京ガス株式会社 石坂 匡史

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会資料について、次のとおり意見を提出いたします。

緊急時における発電抑制の費用負担の在り方

p. 13 に緊急時の扱いが適用された事例をお示しいただき、緊急時における発電抑制の費用負担の在り方について議論する上で重要な情報が示されたと理解しています。

今回の事例を拝見し、次の2つの理由から、前回検討会でも議論となった、送配電事業者に起因責任として費用負担をいただくことを検討していく必要があると考えております。

1つ目の理由は、今回の事例の中には停止時間が長期となった例も含まれており、発電事業者は、このような長期停止による損失という大きなリスクを背負っていることが示されたと考えるためです。

2つ目の理由に関し、今回の事例では、設備の緊急停止が一部エリアに集中しております。送配電事業者に起因責任を求めることで、設備保全インセンティブを持たせていくことも検討の余地があると考えます。

前回検討会でも、送配電事業者への起因責任については、引き続き事務局にて検討していくことと整理されておりますし、国と具体的な議論の場について調整中と伺っております。早期に、検討状況を資料でお示しいただくとともに、具体的な議論の場を提示いただくことを要望いたします。

発電制約量売買方式のさらなる活用に向けて

作業停止時に定格容量比によって配分される発電制約量を、メリットオーダーに基づく配分に近づけることで、社会的コストが低減するため、発電制約量売買方式は重要な役割を果たすと認識しています。p. 42 に、コメントも含めた利用状況をお示しいただいたことで、発電制約量売買方式を今後さらに活用しやすいものとするための議論をする上で、重要な情報が示されたと理解しています。

コメントの中に、「市場の実績価格と抑制電源の変動単価の差分を事後的に精算する」、また「単価の想定方法をルール化する」ことで活用が進むことが示唆されております。前者については、市場価格を参照した精算の考え方を整理することが求められていると考えられますし、後者に関連して、同様に発電制約時の費用精算について議論されている、広域系統整備委員会において、N-1 電制本格適用時の費用精算を標準値によって精算することが検討されております。

発電制約量売買方式の利用状況の報告に留まらず、これらの意見や議論も参考としながら、市場価格を参照した標準的な精算の考え方を整理いただくことで、さらに活用しやすいものになると考えますので、検討をお願いいたします。

以上

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会への意見

令和2年5月27日（水）

森・濱田松本法律事務所 市村 拓斗

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会資料について、次のとおり意見を提出いたします。

資料3，10頁、28頁、30頁等

・ 御意見内容

「関係者間の協議・総意のもと」という記載があります。この点に関しては、例えば、30頁の「関係事業者」も「関係者」の範囲に含まれているとの理解ですが、同頁では必ずしもそのように捉えられていないような記載にも見受けられます。「関係者」をどの範囲に定義するかについては、ルール化の際には、別途明確に定義をするようにしていただければと思います。

資料3，28頁、30頁

発電制約の範囲の拡大については、関係者間の協議・総意が必要とされていることを前提とすると、C発電所1台のみを加えることでもよいように思いますが、C発電所全台までとして発電所単位とする理由について、確認させていただけますでしょうか。

資料3，38頁

送配電買取の場合、発電制約量の通知を発電事業者が受け、発電事業者が発電制約量売買方式を実施するとありますが、ここでいう発電事業者とは、電気事業法に定める発電事業者という意味と理解すればよろしいでしょうか。合計で1万kWに満たない発電者の場合、発電事業者ではないこととなりますが、このような、発電事業者ではない発電者（例えば、発電設備を1万kW未満の1か所しか保有していない者）が発電制約量の通知を受ける主体及び発電制約量売買方式の実施主体となることは、当該対象となる電源が連系している電圧系統との関係で想定されないという理解でよろしいでしょうか。念のため確認をさせていただければ幸いです。

以上

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会への意見

令和2年5月20日（水）

東京電力パワーグリッド(株) 岡本 浩

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会資料について、次のとおり意見を提出いたします。

資料全体

- ・「作業停止計画調整マニュアル」の改定（案）は、流通設備の作業停止の円滑な調整に資する内容であり、運用者の意見を取り入れ、考え方を明確化していただいたことに感謝申し上げます。
- ・南川崎線1番の事故においては、関係する発電事業者様には大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。事故の原因分析を行い、設備保全に努めて参ります。
- ・緊急時の給電指令においては、関係する発電事業者様には限られた時間で迅速に発電抑制にご対応いただき感謝申し上げます。「作業停止計画調整マニュアル」において緊急時の抑制ルールが明確化されたことにより、迅速かつ円滑に事故復旧作業へ移行できたと考えております。

以上

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会への意見

令和2年5月27日（火）

電源開発（株）経営企画部長 加藤 英彰

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会資料について、次のとおり意見を提出いたします。

項目「緊急時の扱いが適用された事例」

・ 御意見内容

スライド12から緊急時の扱いが適用された事例について報告されており、報告内容については問題ないと考える。

一方、緊急時における発電抑制に伴う給電指令時補給終了後の費用負担の扱い等については本検討会の第7回、第9回で当社も含めた発電事業者から様々な意見が出て、継続議論になっているものと認識している。また、2019.8に行われた作業停止計画調整マニュアル（変更案）に対するパブリックコメントの中でも、この継続議論の場とスケジュールについて質問があり、御機関からは「国と具体的な議論の場について調整中。具体的な議論の場、スケジュールが確定次第、検討会等でお知らせする」と回答されている。

この具体的な議論の場、スケジュールについて改めて考えを教えていただきたい。

新インバランス料金制度導入後は需給が厳しい時のインバランス料金が高騰するため、例えば夏に送電線の緊急停止による出力制約を受けた場合、発電事業者には瑕疵がないにも関わらず非常に大きなインバランスリスクを負うことになることを強く懸念している。

以上

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会への意見

令和2年5月27日（水）

丸紅新電力 椎橋航一郎

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会資料について、次のとおり意見を提出いたします。

<緊急時の扱いが適用された事例の公表>

- p.13「緊急時の扱いが適用された事例の公表」をみると、発生エリアが一部のエリアに集中している事実が確認できる。送配電事業者としても緊急停止を避けるべく事業運営されていることと理解するものの、発生エリアが集中している現状は健全とはいえないため、原因及び再発防止策に関する説明を求めたい。また、メーカー都合とはいえ、検証に1年を要する現状は、迅速な対策を困難にするものであり、この点の改善に向けた働きかけをお願いしたい。仮に、一部のエリアに集中する状況が今後継続した場合、事故防止インセンティブ（送配電事業者の原因者として相応の費用負担をしてもらう等）をなんらか担保する必要があるという議論が必要になるのではないかと考える。

<発電制約量売買方式の利用状況>

- p.42「発電制約量売買方式の利用状況～利用実績等～」において、市場実績価格に基づく事後的な精算や、単価の想定方法のルール化により活用が進むことが示唆されている。今後もこういった事業者の声を吸い上げより良い運用・ルール作成に活かしていただきたい。

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会への意見

令和2年5月27日（水）
JXTG エネルギー株式会社
リソース&パワーカンパニー
電気事業部長
田中信昭

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会資料について、次のとおり意見を提出いたします。

.....

作業停止には「予定されたもの」と「緊急停止後にステイタスが移行して作業停止になるもの」の2タイプがあるが、弊社は後者の運用について以下の通り懸念を有している。

項目○送配電側の作業停止時の適正なリスク負担について

意見内容

- ・昨年9月の「作業停止マニュアル改訂」についてのパブコメに対する貴機関のQAによると、『緊急停止時の3コマ限定の給電指令時補給について現在国と具体的な議論の場について調整中』とある。前回の検討会（2019年4月）以降の調整状況をご教示いただきたい。
- ・抑制に際し、各発電機の実抑制量をできるだけ圧縮するための方策を送配電が講じておられか等の確認、検証も願います。

項目○給電指令の検証について

意見内容

- ・貴機関では、今回の報告事例について「一般送配電事業者・発電事業者とも対応に問題はなかった」と評価されておられるが、初の事例でもあり、今後の本運用の検討にも資すると考えられることから、追加で各社の評価も聴取する等し、総合的な評価をお願いしたい。

項目○発電制約量売買方式の利用状況～利用実績等～について

意見内容

- ・弊社は、報告事例の事故の対象発電契約者であったが、事故時の諸対応に迫られる最中に、当事者間で売買をこなすのは至難であると感じた。また、2019年度作業停止計画における発電制約量売買方式の利用状況の少なさからも、売買は至難と感じる事業者は多いのではないだろうか。早急な本運用（送配電主導の抑制）への移行を要望する。

- ・不調件数がゼロとあるが、これは全事業者が結果に対して満足したということではないと理解している。
- ・現状のマニュアルでは、電制装置のある発電所にまで、均等案分の抑制指示が出ている可能性があるが、電制装置を考慮した抑制実施のためにも、本運用（送配電主導の抑制）が好ましいと考える。
（電制装置を考慮した場合、抑制の必要量は少なくなるが、（稀に）電制が動作した場合、電制が動作した発電所にだけ損害が及ぶ。これを、全発電者で負担できる仕組みがあれば、抑制量が削減可能となる可能性があるものとする。なお、あらかじめ発電事業者間で電制が動作した場合の補償を取り決める事は困難な上、現状のマニュアルでは全体の抑制量は減少させられないので、電制装置を考慮した抑制回避が行えない。）

以上

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会への意見

令和2年5月27日（水）
中部電力株式会社 花井 浩一

第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会資料について、次のとおり意見を提出いたします。

今回、作業停止計画調整マニュアルの改正案を作成いただき感謝申し上げます。実運用での課題や気づきを、こういった形で適宜マニュアルに追加いただくことは、事業者の理解を深め、作業調整ルールをより良いものにする観点から、大変有意義と考えている。引き続き、対応をお願いしたい。

検討会に際し、以下、2点意見させていただく。

(1) 作業停止計画調整マニュアルへの解説の追加について

今回、資料3（P26）では、送配電等業務指針附則第2条を根拠に「発電制約の対象範囲と発電制約量を調整する範囲は同一である。」という見解が事務局より示されている。

しかし、この条文だけでは発電制約の対象範囲と発電制約量を調整する範囲が同一であることが分かりにくい。また実際に、この条項の解釈について、広域機関殿に問合せをした事業者もいると聞いている。

したがって、関係事業者の理解を深めるためにも、このことが明確に分かるよう、作業停止計画調整マニュアルへ解説を記載いただきたい。

(参考) 送配電等業務指針 附則（平成30年6月29日）

(発電制約量の調整)

第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第244条第2項に基づき、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。エリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。

2 発電計画提出者は、一般送配電事業者より通知された発電制約量について、発電計画提出者間の協議により、通知された発電制約量を調整することができる。

(次ページへ)

(2) 発電制約量の振替え及び調整範囲の拡大について

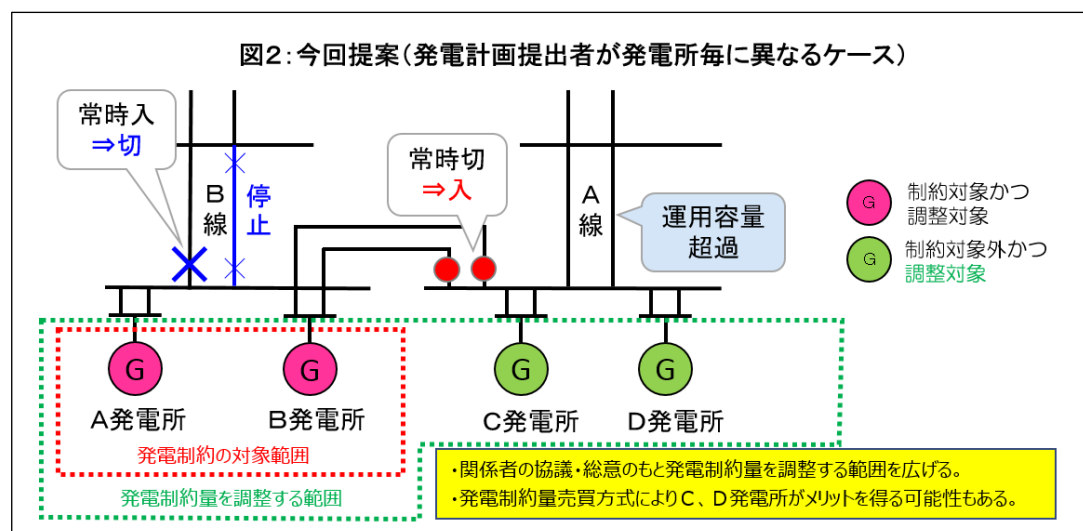
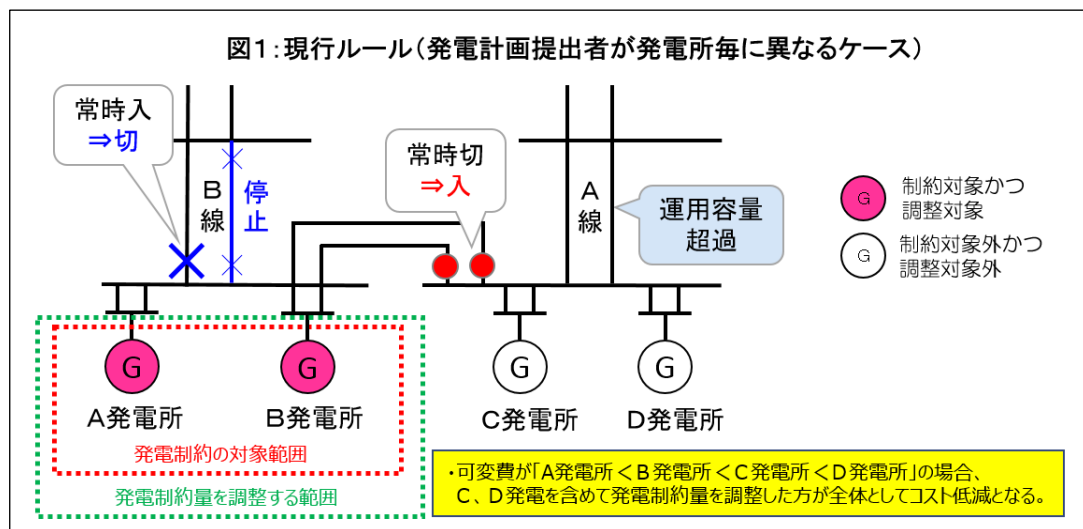
現行ルールでは、図1のように、原則、A、B 発電所を発電制約の対象範囲とし、発電制約量を調整する範囲もこれと同一としている。

このため、C、D 発電所は発電制約量を調整する範囲から外れるが、仮に C、D 発電所が可変費の高い発電所であった場合、C、D 発電所を含めて発電制約量を調整する（発電制約量売買方式の対象とする）方が、全体としてコストが低減できる。

したがって、図2のように発電制約量を A、B 発電所に配分したうえで、C、D 発電所を発電制約量を調整する範囲（発電制約量売買方式の対象範囲）に含める方法を提案したい。

なお、発電制約量を調整する範囲の拡大に際しては、関係事業者の協議・総意が必要となるが、C、D 発電所は発電制約量売買方式によりメリットを得る可能性もあることから、理解は得られやすいものとする。

上記提案について、今後ご検討いただきたい。



以上

<事務局補足>

委員、オブザーバーより御意見をいただいた状況は以下のとおり。(敬称略)

■資料を確認の上、書面による意見提出(7名)

【委員名】石坂 匡史、市村 拓斗、岡本 浩、加藤 英彰、椎橋 航一郎、
田中 信昭、花井 浩一

■資料を確認の上、意見なし(8名)

【委員名】東 智久、大久保 昌利、田中 誠、松村 敏弘
【オブザーバー名】曳野 潔、下村 貴裕、田中 勇己、日置 純子

2. 御意見に関する事務局コメント

【検討会資料に対する御意見】

石坂委員の「発電制約量売買方式のさらなる活用に向けて」の「市場価格を参照した標準的な精算の考え方を整理し、発電制約量売買方式を活用しやすいものとすべき」との御意見につきましては、発電制約量売買方式による取り決めは、発電制約の対象となる関係事業者間の協議により調整するため、様々な契約形態や精算方法等が考えられ、これを一律に定めることは、それ以外の契約形態や精算方法等の取引を排除してしまう懸念があります。また、発電制約量売買方式が成立した2件はすべて東京エリアであることから、他のエリアの状況を見据えて、エリア固有の事情の有無も確認する必要があると考えております。このため、引き続き、発電制約量売買方式の利用実績を収集し、本検討会での報告を行ってまいります。

市村委員の「関係者の定義を明確にすべき」との御意見につきましては、ルール化の際には、別途明確に定義いたします。

市村委員の「発電制約の範囲の拡大」の確認の御質問につきましては、仮に「発電計画提出者が拡大する発電機を選択可能」としますと、発電計画提出者はどの発電機を加えるのか取捨選択ができることにより、経済的メリットの最大化を図ることが可能となる(例えば作業停止する発電機のみを加えるなど)ことから、発電機の所有台数が多い発電計画提出者ほど相対的に有利となると考えられます。そのため、「同一発電計画提出者の全ての発電機を発電制約対象として新たに含めること」としております。

市村委員の「送配電買取の場合の取扱いで、今回の対象となるのは電気事業法に定める発電事業者のみか」の確認の御質問につきましては、電気事業法に定める発電事業者ではない者が送配電買取における発電制約量売買方式の実施個所となる可能性もあることから、作業停止計画調整マニュアルの変更にあたっては「発電事業者等」の記載といたします。

椎橋委員の「緊急時の扱いが適用された事例の公表」の「原因及び再発防止策に関する説明を求めたい。」及び「この点の改善に向けた働きかけをお願いしたい。」との御意見につきましては、石坂委員の「設備の緊急停止が一部エリアに集中している。送配電事業者に起因責任を求めることで、設備保全インセンティブを持たせていくことも検討の余地がある。」との御意見とも関連すると思われるので、該当の一般送配電事業者及び関係

事業者を確認の上、報告方法等について調整を行います。

田中信昭委員の「給電指令の検証について」の「初の事例でもあり、今後の本運用の検討にも資すると考えられることから、追加で各社の評価も聴取する等し、総合的な評価をお願いしたい。」との御意見につきましては、今回の報告事項の追加事項として、発電抑制を受けた事業者にはヒアリングを実施し、その結果を次回検討会にて報告いたします。

花井委員の「発電制約の対象範囲と発電制約量を調整する範囲が同一であることが分かりにくい。」との御意見につきましては、明確に分かるよう、作業停止計画調整マニュアルの変更時に解説を記載します。また、「発電制約量の振替え及び調整範囲の拡大について、今後ご検討いただきたい」との御意見につきましては今後検討の上、次回以降の検討会にて報告いたします。

【検討会資料以外の御意見】

石坂委員の「緊急時における発電抑制の費用負担の在り方」、加藤委員の「緊急時における発電抑制に伴う給電指令時補給終了後の費用負担の扱い等について」、田中信昭委員の「送配電側の作業停止時の適正なリスク負担について」の1つ目の御意見につきましては、当検討会で議論する範囲外であるため、引き続き国に相談中であり、具体的な議論の場や論点について整理の上、次回検討会で報告いたします。

田中信昭委員の「送配電側の作業停止時の適正なリスク管理」の「抑制に際し、各発電機の実抑制量をできるだけ圧縮するための方策を送配電が講じておられるか等の確認、検証もお願いする。」との御意見につきましては、委員の追加要望されている確認、検証につきまして、具体的にヒアリングし、その結果を次回以降の検討会にて報告いたします。

田中信昭委員の「発電制約量売買方式の利用状況～利用実績等～について」の「早急な本運用（送配電主導の抑制）への移行を要望する。」との御意見につきましては、資料3のP44で示したとおり本運用の検討の進め方を次回検討会にて議論いただくようにいたします。

今回いただいた御意見の総括として、検討会資料として報告した内容について追加質問や追加検討の御要望はあったものの、内容について異議はなかったと考えます。

従いまして、今回の報告に対する追加検討や御要望事項についての検討は引き続き進めるとともに、作業停止に関する背景や関係する制度面からの御意見や御要望については、本検討会で取り扱う内容を整理のうえ、検討を進めます。

3. 大山座長とりまとめ

各委員からは、事務局の報告内容に関して特段の異論はなかった。したがって、作業停止計画調整マニュアルに反映する事項については、事務局において、今後意見募集を行った上で、本年10月のマニュアルの変更に向け準備を進めていただきたい。

また、「御意見に関する事務局コメント」において議論、報告と整理された項目については、今後の検討会にて適切に対応いただきたい。

以上